

## 第6準備書面(骨子)

令和3年(行ウ)第23号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

令和3年(行ウ)第24号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

2022/5/25 原告ら代理人弁護士

### 第6準備書面の内容

- 第1 被告準備書面(3)に対する認否反論
- 第2 (株)トライが、「常勤」＝「週38時間45分以上の勤務する人」を前提とする常勤支援員確保義務を負い、その債務不履行をしたこと
  - ①指定管理者制度及び基本協定書等の仕組みの観点
  - ②合意形成過程の観点

- 第一義的には、

## 法形式

= 基本協定等により何が規定されたのか

が重要。

⇒第2をみていく。

## ①指定管理者制度及び基本協定書等の仕組みの観点

条例

- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を定める(地方自治法244条の2第3項)

基本協定

- 指定管理者の管理業務についてさらに詳細に規定
- 定数的に明確な基準を 〃 履行確認・事業評価

募集要項

- (株)トライは、基本協定、年度協定、募集要項、事業計画書に従い、事業を実施しなければならない(基本協定2条1項)

一体

Q&A

春日部市が募集要項の質問に対する回答を公表するもの

「常勤」＝「週38時間45分以上の勤務する人」

## ②合意形成過程の観点

H30. 6. 15 募集要項配布開始

6. 15 質問受付開始

6. 26 現地説明会

6. 29 質問事項受付締切

7. 6 質問事項に対する回答

7. 13～20 申請書の受付

9月下旬 プレゼンテーション

10月中旬～下旬 審査結果通知(指定管理者候補者の選定)

12月中旬 指定管理者の議決(市議会12月定例会)

12月中旬 指定管理者の指定(告示)

H31. 1月下旬 協定の締結

1月下旬～3. 31 指定管理業務の引継ぎ・運営開始準備

4. 1 指定管理者による運営の開始

NO.12

質問

「常勤とは週38時間45分以上の勤務する人という認識で間違いないでしょうか。」

回答 =春日部市

「相違ありません。」

春日部市、(株)トライともに

「常勤」＝「週38時間45分以上の勤務する人」  
との理解のうえ、基本協定書締結

被告準備書面(3)

「(株)トライは、春日部市の週38時間45分との回答を踏まえて、…平成31年(2019年)4月時点においては、このような常勤支援員を、支援の単位の定員に対して必要とされる人数の配置の実現を目指していた。」

## 結論

- 2019(平成31)年2月15日、基本協定、募集要項及びQ&Aに基づき、春日部市と(株)トライとの間で、(株)トライが、「常勤」＝「週38時間45分以上の勤務する人」を内容とする常勤支援員確保義務を負う旨の合意が成立
- (株)トライは、常勤支援員確保義務を履行しなかったのだから、債務不履行責任を負う。